

第 21 期定時株主総会 ウェブサイト掲載事項

2019 年度

〔 2019 年 1 月 1 日から
2019 年 12 月 31 日まで 〕

アンジェス株式会社

目 次

■ 事業報告	
新株予約権等の状況	1 ページ
■ 連結計算書類	
連結株主資本等変動計算書	4 ページ
連結注記表	5 ページ
■ 計算書類	
株主資本等変動計算書	11 ページ
個別注記表	12 ページ

当社は、第 21 期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、上記事項の内容は、法令及び定款第 16 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.anges.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様に提供したとみなされる情報で、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

なお、第 21 期定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

■ 事業報告

新株予約権等の状況

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第32回新株予約権	第34回新株予約権
発行決議日		2018年4月23日	2019年4月22日
新株予約権の数		480個	320個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 48,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 32,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 51,800円 (1株当たり518円)	新株予約権1個当たり 77,400円 (1株当たり774円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり1円	1株当たり1円
権利行使期間		2018年5月10日～ 2048年5月9日	2019年5月16日～ 2049年5月15日
行使の条件		※	※
役員 の 保有 状況	取締役（社外 取締役を除く）	新株予約権の数 200個 目的となる株式数20,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 200個 目的となる株式数20,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 120個 目的となる株式数12,000株 保有者数 3名	新株予約権の数 120個 目的となる株式数12,000株 保有者数 3名
	監査役	該当なし	該当なし

※ 本新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- ① 本新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間（但し、最終の日が休日に当たる場合には直後の営業日まで）に限り、本新株予約権を行使することができます。（尚、第34回新株予約権は本新株予約権を一括してのみ行使することができます。）但し、本新株予約権者が割当日以降最初に到来する取締役の任期の満了日よりも前に当社の取締役の地位を喪失した場合、本新株予約権者が当社の取締役を解任された場合、又は自己都合により退任した場合（疾病、障害により退任した場合を除きます。）は、本新株予約権を行使することはできません。
- ② 本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合には、本新株予約権を行使することができません。
- ③ 本新株予約権者が不正若しくは違法な職務執行を行った場合、又は本新株予約権者が当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合には、本新株予約権を行使することができません。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- ⑤ 本新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部の放棄を申し出た場合には、かかる放棄の申し出のあった本新株予約権の全部又は一部を行使することができません。
- ⑥ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできません
- ⑦ 上記①にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人に限り本新株予約権の相続を認め、かつ、本新株予約権者の死亡の日から10か月以内に本新株予約権を相続する法定相続人を確定の上、同期間内に権利保有者変更手続を行った場合にのみ、本新株予約権者の死亡の日から1年を経過する日までに限り、当該法定相続人は本新株予約権を行使することができます。但し、本新株予約権者が割当日以降最初に到来する取締役の任期の満了日よりも前に死亡した場合には、本新株予約権の相続による承継は認められません。また、

本新株予約権を相続により承継した法定相続人からの本新株予約権の相続は認められません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第35回新株予約権	第36回新株予約権
発行決議日		2019年4月22日	2019年4月22日
新株予約権の数		665個	830個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 66,500株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 83,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 77,400円 (1株当たり774円)	新株予約権1個当たり 77,400円 (1株当たり774円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり1円	1株当たり1円
権利行使期間		2019年5月16日～ 2020年3月31日	2019年5月16日～ 2049年5月15日
行使の条件		※1	※2
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 665個 目的となる株式数66,500株 交付者数 6名	新株予約権の数 830個 目的となる株式数83,000株 交付者数 30名

※1 本新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- ① 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の使用人又は当社子会社の役員若しくは使用人であることを要します。
- ② 本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合には、本新株予約権を行使することができません。
- ③ 本新株予約権者が懲戒解雇若しくは諭旨退職の制裁を受けた場合、又は本新株予約権者がこれに相当する行為を行ったと当社が判断した場合には、本新株予約権を行使することができません。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- ⑤ 本新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部の放棄を申し出た場合には、かかる放棄の申し出のあった本新株予約権の全部又は一部を行使することができません。
- ⑥ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできません。
- ⑦ 本新株予約権の相続による承継は認められません。

※2 本新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- ① 本新株予約権者は、当社の従業員並びに当社子会社の役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間（但し、最終の日が休日に当たる場合には直後の営業日まで）に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができます。但し、本新株予約権者が割当日後最初に到来する3月末日よりも前に当社の従業員並びに当社子会社の役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合（当社の役員に就任することにより当社の従業員並びに当社子会社の役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合、及び取締役会において認めた場合を除きます。）は、本新株予約権を行使することはできません。
- ② 本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合には、本新株予約権を行使することができません。

- ③ 本新株予約権者が懲戒解雇若しくは諭旨退職の制裁を受けた場合、又は本新株予約権者がこれに相当する行為を行ったと当社が判断した場合には、本新株予約権を行使することができません。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- ⑤ 本新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部の放棄を申し出た場合には、かかる放棄の申し出のあった本新株予約権の全部又は一部を行使することができません。
- ⑥ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできません。
- ⑦ 第①号にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人に限り本新株予約権の相続を認め、かつ、本新株予約権者の死亡の日から10か月以内に本新株予約権を相続する法定相続人を確定の上、同期間内に権利保有者変更手続を行った場合にのみ、本新株予約権者の死亡の日から1年を経過する日までに限り、当該法定相続人は本新株予約権を行使することができます。但し、本新株予約権者が本新株予約権の割当日後最初に到来する3月末日よりも前に死亡した場合（取締役会において認めた場合を除きます。）には、本新株予約権の相続による承継は認められません。また、本新株予約権を相続により承継した法定相続人からの本新株予約権の相続は認められません。

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	9,395,825	5,210,447	△6,681,328	△24	7,924,919
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	3,896,087	3,896,087			7,792,174
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△3,750,823		△3,750,823
連結範囲の変動に伴う為替 換算調整勘定の増減			△2,345		△2,345
自 己 株 式 の 取 得				△5	△5
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	3,896,087	3,896,087	△3,753,169	△5	4,038,999
当 期 末 残 高	13,291,912	9,106,534	△10,434,498	△30	11,963,919

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	△248,480	3,729	△244,750	54,289	7,734,459
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)					7,792,174
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)					△3,750,823
連結範囲の変動に伴う為替 換算調整勘定の増減					△2,345
自 己 株 式 の 取 得					△5
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	243,066	195	243,261	38,630	281,892
当 期 変 動 額 合 計	243,066	195	243,261	38,630	4,320,892
当 期 末 残 高	△5,413	3,925	△1,488	92,920	12,055,351

■連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……………1社

連結子会社の名称……(海外) アンジェス USA, Inc.

なお、アンジェス ユーロ リミテッドにつきましては、当連結会計年度にて清算が完了しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用する非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

②持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

MyBiotics Pharma Ltd.

Barcode Diagnostics Ltd.

③持分法を適用しない理由

持分法を適用しない上記会社は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の会計年度に関する事項

連結子会社の会計年度の末日は連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……連結決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③ デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

④ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法。但し、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8～15年

工具器具備品 8～10年

- ⑤ 繰延資産の処理方法
株式交付費及び新株予約権発行費……支出時に全額費用として計上しております。
- ⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他の包括利益累計額の為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- ⑦ 引当金の計上基準
貸倒引当金……売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。
- ⑧ 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
(2) 有形固定資産の減価償却累計額 89,973千円

4. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
(2) 当連結会計年度末日における発行済株式の総数
普通株式 106,969,561株
(3) 当連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式の数 162,000株

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要資金を自己資金で賄っております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社の社内規程に則り、取引先毎の債権期日管理及び残高管理等を行っております。

投資有価証券については、債券、業務上の関係を有する株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、外貨建取引に係る為替変動リスクをヘッジするため為替予約取引を行っております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、デリバティブ取引は、外貨建取引に係る為替変動リスクをヘッジするため為替予約取引を行っておりますが、このデリバティブ取引は、当社グループの運用基準に従い実需に伴う取引を行い、売買益を目的とした投機的な取引は行わない方針としております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。(注) 2.をご参照下さい。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	10,040,595	10,040,595	—
② 売掛金	3,061	3,061	—
③ 投資有価証券	48,319	48,319	—
資産計	10,091,976	10,091,976	—
④ 買掛金	183,014	183,014	—
負債計	183,014	183,014	—
デリバティブ取引 (ヘッジ会計が適用されて いないもの)	2,700	2,700	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金 及び ②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

時価については、取引所の価格によっております。

④買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等 ※	1,357,118
投資事業有限責任組合※	13,206

※これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券」には含まれておりません。

(3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超5年以 内 (千円)	5年超10年以 内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	10,040,595	—	—	—
売掛金	3,061	—	—	—
合計	10,043,656	—	—	—

7. デリバティブ取引関係に関する注記

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

①通貨関連

	種類	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建 米ドル	545,000	—	2,700	2,700
	合計	545,000	—	2,700	2,700

(注) 時価の算定方法

先物為替相場に基づいて算定しております。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 111円83銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 35円81銭 |

9. 重要な後発事象

(株式追加取得による持分法適用関連会社化)

当社は、2019年12月12日開催の取締役会において、Emendo Biotherapeutics Inc. (以下Emendo社)の株式3,760,623株を総額50,000千米ドルで追加取得することについて決議しました。当該決議を受け、2020年1月10日付で株式譲渡契約を締結し、同日付でその一部の株式1,880,312株を取得し持分法適用関連会社となりました。なお、残りの株式1,880,311株については2020年6月の取得を予定しています。

(1) 株式取得の目的

Emendo社は、重篤な疾患や障害の原因となる細胞の遺伝子変異を修復、除去することができる新たなゲノム編集の技術開発を行っているイスラエルを拠点とする米国のバイオ企業です。当社は、今回の出資によりEmendo社を関連会社とすることにより、HGF遺伝子治療用製品、核酸医薬、DNAワクチンに続く第4の柱として、ゲノム編集による医薬品の開発により、当社の開発パイプラインのさらなる拡充を図ります。

(2) 株式取得先の名称、事業の内容、規模等

- ① 会社の名称：Emendo Biotherapeutics Inc.
- ② 本社所在地：400 W 61st St, #2330 New York, NY USA
- ③ CEO：David Baram
- ④ 設立：2015年12月
- ⑤ 資本金及び資本準備金：7,651千ドル（2019年8月31日時点）
- ⑥ 事業内容：重篤な疾患や障害の原因となる細胞の遺伝子変異を修復、除去することができるゲノム編集技術の開発

(3) 株式追加取得の時期

2020年1月10日

(4) 追加取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

- ① 追加取得する株式の数 1,880,312株
- ② 追加取得する取得価額 25,000千米ドル
- ③ 取得後の持分比率 26.84%（当社が保有する株式の数2,221,842株）

(5) 支払資金の調達及び支払方法

自己資金により充当

(6) その他

2020年6月に残りの株式1,880,311株（取得価額25,000千米ドル）の取得を予定しています。

(新株予約権の発行)

当社は、2020年2月17日開催の取締役会において、以下のとおり第三者割当による第37回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」といい、かかる本新株予約権の発行を以下「本第三者割当」といいます。）の発行を決議いたしました。

第37回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の概要は以下の通りであります。

(1) 割 当 日	2020年3月4日
(2) 行 使 期 間	2020年3月5日から2022年3月4日まで
(3) 新株予約権の総数	160,000個（本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株）
(4) 目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 16,000,000株
(5) 発 行 価 額	新株予約権1個につき457円(総額73,120千円)
(6) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：16,000,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は下記(8)記載のとおりですが、下限行使価額においても、潜在株式数は16,000,000株です。
(7) 資金調達の額 (差引手取概算額)	①払込金額の総額 9,417,120千円 (内訳) 本新株予約権の発行による調達額 73,120千円 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額 9,344,000千円 ②発行諸費用の概算額 50,000千円 ③差引手取概算額 9,367,120千円
(8) 行使価額及び行使価額の修正条 件	当初584円。 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合は、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の価額が292円（以下「下限行使価額」といい、調整されることがあります。）を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。なお、「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいいます。別段の記載がなされる場合を除き、以下同じです。
(9) 募集又は割当方法 (割当予定先)	フィリップ証券株式会社に対する第三者割当方式

<p>(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使時点で有効な割当株式数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>(11) 資金の用途</p>	<p>①さらなる開発品パイプラインの拡充 4,517百万円 ②HGF 遺伝子治療用製品の原薬製造委託費用 1,650百万円 ③運転資金 3,200百万円</p>
<p>(12) その他</p>	<p>当社は、割当予定先であるフィリップ証券株式会社（以下「割当予定先」といいます。）との間で、新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生をもって締結予定の第三者割当て契約（以下「本第三者割当て契約」といいます。）において、以下の内容を合意する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使可能期間」といいます。）中において、割当予定先は、当社に本新株予約権の行使を申請し、当社が許可した場合に限り本新株予約権を行使することができること。 ・ 行使可能期間の末日において、当社は、残存する本新株予約権を本新株予約権1個当たりその発行価額と同額で買い取ること。 ・ 割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、割当予定先の本第三者割当て契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に譲受人に対し譲渡するものとする。 ・ 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、いずれの暦月においても、当該暦月において本新株予約権の行使により交付されることになる発行会社普通株式の数の合計が、上場株式数の10%を超えることとなる本新株予約権の行使を行わないものとする。

■計算書類

株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	9,395,825	5,210,447	△ 6,792,754	△ 24	7,813,494
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	3,896,087	3,896,087			7,792,174
当 期 純 損 失 (△)			△3,773,328		△3,773,328
自 己 株 式 の 取 得				△5	△5
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	3,896,087	3,896,087	△3,773,328	△5	4,018,840
当 期 末 残 高	13,291,912	9,106,534	△10,566,082	△30	11,832,334

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
当 期 首 残 高	△248,480	54,289	7,619,304
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)			7,792,174
当 期 純 損 失 (△)			△3,773,328
自 己 株 式 の 取 得			△5
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	243,066	38,630	281,696
当 期 変 動 額 合 計	243,066	38,630	4,300,537
当 期 末 残 高	△5,413	92,920	11,919,841

■個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
時価のないもの……移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
製品、原材料……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
貯蔵品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (3) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産……定率法。但し、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建 物 8～15年
工具器具備品 8～10年
- (5) 繰延資産の処理方法
株式交付費及び新株予約権発行費……支出時に全額費用として計上しております。
- (6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (7) 引当金の計上基準
貸倒引当金……売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。
- (8) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 79,872千円
- (3) 関係会社に対する短期金銭債務 58,488千円

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (2) 関係会社との取引高 293,179千円
事業費用（支出分）

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (2) 当事業年度末における自己株式の数
普通株式 91株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費超過額	13,383千円
有価証券等評価損否認	289,592
繰越欠損金	8,016,726
その他	334,680
繰延税金資産小計	8,654,382
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 ※	△8,016,726
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△618,417
評価性引当額小計	△8,635,143
繰延税金資産合計	19,238
繰延税金負債	
寄附金認定損	△11,785
その他有価証券評価差額金	△256
その他	△7,453
繰延税金負債合計	△19,495
繰延税金負債の純額	△256

※税務上の繰越欠損金及びその繰越税金資産の繰延期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金 ※	501,866	514,341	675,664	752,174	1,255,214	4,317,464	8,016,726
評価性引当額	△501,866	△514,341	△675,664	△752,174	△1,255,214	△4,317,464	△8,016,726
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 110円56銭
(2) 1株当たり当期純損失 36円03銭

8. 重要な後発事象

連結注記表の「9. 重要な後発事象」に関する注記に記載しているため、記載を省略しております。